



渡部 正騎 議員 8

まちづくりに若い世代のアイデアを



佐藤 昇 議員 9

上武利方面から「タスキ」はうまくつながらないの？



戸松 恵子 議員 10

国保税の子どもの均等割の全額免除について



阿部 君枝 議員 11

ヘルプマーク・心のバリアフリーの普及・啓発を ほかに1件



佐藤 和徳 議員 12

部活動の地域移行のための協議会はいつ頃設置するの？

一般質問

ここが聞きたい！

令和5年第4回町議会（定例会）の一般質問には5人の議員が登壇し、町政に対するさまざまな課題について、現状や今後の方向性を町長などに問い質しました。

一般質問とは、議員が町長や教育長などに、対し、町政に関するさまざまな課題について、考えを聞いたり提案をしたりするもので、質問と答弁がかみ合うように全文通告制を採っています。

なお、再質問からは一問一答方式で行い、回数に制限なく質問時間を一議員30分以内としています。

まちづくり

若い世代のアイデアを

町長へ総合計画の策定など機会を

捉えて意見を取り入れたい

問 全国では若い世代のアイデアをまち

づくりにかす取り組
みが多くあります。例え
ば、北海道鷹栖町では令
和3年より「まちLab
o」が開設され、若い世
代が参加者同士でチーム
を組んで楽しみながら地

町の資源を生かした
みんなが住みよいまちづくり
に向けた提言



「遠軽町未来づくり会議」からの提言書。この
提言書は、町ホームページでも公表している

域活性化につながる取
組みがなされています。
本町でも「遠軽町未来
づくり会議」が昨年度ま
で開催され、若者・女性
が活躍できるまちづく
りや遠軽町の魅力の発信に
ついて、町に提言がなさ
れました。

遠軽町の未来を担う若
い世代のアイデアをまち
づくりにいかす場の創出
に向けて、町の考えを伺
います。

①「遠軽町未来づくり会
議」の提言の活用方法
は。

②若い世代が相互に交流
しアイデアを出し合い、
楽しみながらまちづく
りに関わる事ができる場
を創出する考えは。

答

「遠軽町未来づく
り会議」について

は、令和3年度から4
年度にかけて、委嘱時
の平均年齢37歳、男女各
6人、計12人の委員によ
り、計7回の会議の中で
「まちの資源をいかした
みんなが住みよいまちづ
くり」というテーマで3
つの提言をまとめていた
できました。

自主的にスマートフォ
ンアプリLINEで意見
交換を行うなど、委員の
皆様には活発な意見交換
をいただき、町の取り組
みについて理解を深めて
もらう機会となったこと
が、まず良かった点だと
感じています。

①提言書については、町
のホームページに公表し
て町民にお知らせしてい
ます。

また、町職員が使用す
る庁内グループウェア
掲示板にも掲載して職員
全体にも周知し、可能な

ところから順次取り入れ
ていきたいと考えていま
す。

②若い世代がまちづく
りに関わる場を創出するこ
とに対する考えについて
は、白滝遺跡群出土品の
国宝指定を契機として地
域振興を図るために現在
作成を進めている、観光
ガイドブックの内容を検
討するワークショップメ
ンバーを今年4月に公募

し、元・未来づくり会議
委員2人も含め、多くの
若い世代の方に参加いた
だいているところです。
また、7月に予定して
いるブラジル・バストス
市との姉妹都市50周年を

記念する渡航事業には、
未来を担う若者として遠
軽高校生3人にも参加し
ていただくこととしてい
ます。

これまでも、「遠軽町
子ども子育て会議」に現
役子育て世代の方に委員
として加わっていただき
など、まちづくりへの若
者や女性の意見反映に努
めてきたところです。

今後も機会を捉えて若
者や女性の声を取り入れ
てまいります。特に来
年度は第3次総合計画の
策定を控えていることか
ら、計画づくりの中でも
意見を取り入れたいと考
えています。



渡部 正騎 議員

上武利方面から「タスキ」は うまくつながらないの？

町長～つながりも視野に入れて
地域公共交通会議で検討したい

問 町営バス丸瀬布上武利線について

は、北見バスの武利線が廃止されたことに伴い、昭和48年（1973年）から町営バスとして地域住民の大切な役割を担ってきました。

一方で、公共交通機関を利用した場合の遠軽地域や白滝地域との接続は十分とはいえず、例えば

駅伝でいえば僅かな差で繰り上げスタートし「タスキ」がうまくつながらない状態になっていきます。

地域公共交通のあり方については「地域公共交通会議」の中で活性化などについて議論されることになっていきますが、交流人口の拡大と丸瀬布上武利線の利用促進、遠軽町内の周遊、観光も視野に入れたバス路線の接続にすべきと考えます。

そこで、次の点について町の見解を伺います。

白滝方面からJR丸瀬布駅到着時刻に合わせた丸瀬布上武利線へ接続できる発車時刻の設定や、丸瀬布上武利線復路3便の丸瀬布駅到着時刻を町営バスの遠軽丸瀬布線（遠軽行き）やJRの特別快速きたみ（北見行き）に接続できるように時刻に見直すなどの考えはありませんか。

停留所・駅	時刻	備考
マウレ山荘発	16:25	町営バス丸瀬布上武利線3便 (丸瀬布駅前行)
いこいの森発	16:28	
丸瀬布駅前行	16:45	町営バス遠軽丸瀬布線（遠軽行）
丸瀬布駅前発	16:20	
丸瀬布駅発	16:36	特別快速きたみ（北見行）
丸瀬布駅発	18:40	特急大雪3号（網走行）

答 地域公共交通については、現在専門家アドバイザーに迎えて、全面的な最適化を検討中で、また地域公共交通会議においてバス路線を含む地域公共交通全体の見直しを検討しています。

質問については、本町の地域公共交通全体の検討の中で具体的な路線の見直しに向け、利用実績

↑
例えば、丸瀬布上武利線3便に乗りし遠軽方面に向かう場合、現行のダイヤでは約2時間後の特急大雪3号まで待たなくてはならない

の検証や、アドバイザーと担当職員が地域や交通事業者などに足を運び多方面から状況について聴取を行っています。

持続可能な地域公共交通実現のためには「運転手不足への対応」と「財源負担の抑制」が最優先課題ですが、その中で最大限に町民の利便性向上が図られるようJRや他の町営バス路線との接続も視野に入れて本町の地域公共交通会議において

検討します。

問 白滝遺跡群出土品が国宝に指定される今こそ周遊、観光に力を入れながら交流人口を増やすチャンスではありませんか。

新年度から実施を検討するのでは遅いと思えますので、もっと早く手をつけるべきではありませんか。

答 運輸局との相談や地域公共交通会議の承認など手続の問題もあることから、なるべく早い段階から実施できるように検討します。



佐藤 昇 議員

国保税の子ども均等割の 全額免除について

町長へ遠軽町独自の
実施は

考えていません

問

遠軽町の令和5年度の国民健康保険者は0歳から75歳まで合計3945人です。

協会けんぽなど他の健康保険の保険料は収入に保険料率をかけて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありませんが、国保には「均等割」のしくみがあるため、子ども・家族の人数が増えるほど国保税は増額されます。収入は変わらないのに



国保の保険料は、均等割・平等割の「応益」と所得割の「応能」に応じて設定されている

子どもが増えるほど国保税が増額されるこの制度に、全国知事会など地方団体は、子どもの均等割問題の根本的解決を図ることを国に求め続け、国もようやくこの制度には問題があるということと、令和4年度より未就学児にかかる国保税の均等割について半額を減免することになりましたが、これではまだ不十分です。

遠軽町の国保に加入する世帯の小・中・高校生は207人おり、今後厳しい家計の子育て世帯を支援するためにも、遠軽町独自で小・中・高校生の均等割を全額減免する考えはありませんか。

答

国の方針により、法定外の繰り入れは認められておらず、減免措置により不足が見込まれる財源を確保することができないこととなっています。

現在、北海道が主体となつて、法定外繰入金金の解消や保険料水準の統一に向けた取り組みを進めており、遠軽町としても赤字削減・解消計画を策定し法定外繰入金金の削減に取り組んでいますので、遠軽町独自の実施は考えていません。

問

今まで遠軽町の国保税の料率は、近隣町より低く抑えて町独自で取り組んできたことは、理解しています。

地方税法の規定で、国保税は特別の事情があるものに限り、条例の定めるところにより、減免を行うことができるとなっております。各自自治体の判断

で、設定できることになっていきます。

道内の状況を調べましたが、赤平市・陸別町・上富良野町では18歳までの均等割を全額免除、旭川市や東川・美瑛・東神楽町では18歳までの半額免除が行われています。

現在国も「異次元の少子化対策」として、新しい政策を打ち出そうとしています。本当はもう一人産みたいけれど、経済的な理由で子どもをあきらめているというご夫婦の声を聞いています。

子育て支援を大きくしていく観点からも均等割の減免について検討して

いく必要があるのではないですか。

答

仮に減免を行った場合、減収した分は保険料率を引き上げて補うこととなり、結果的に国保加入者の負担につながります。

また、旭川市は保険料を財源とした基金がありますが、遠軽町は料率を低く抑えていたため基金はありません。

国や道からの財政支援はなく、今後も赤字削減に取り組んでいかなければなりませんので、均等割の減免を町独自で取り組む予定はありません。



戸松 恵子 議員

ヘルプマーク・心のバリアフリーの普及・啓発を

町長～公共施設への広報物の設置や
提示等、普及啓発に努めます

問

ヘルプマークの使用の対象には病気や疾患・障がいなどの決まった基準はありません。義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など外見からはわからなくとも、援助や配慮を必要としている方々などが身につけて、日常生活や災害など困ったとき



このヘルプマークは、援助や配慮を必要とする方が身につけるもの。ヘルプマークを配布してもらうには、げんき21または各総合支所で申込みを

答

ヘルプマークは、ヘルプカードとともに広報への掲載・ホームページでの周知等、普及啓発を行っており、令和5年5月末現在、38人の配布実績があります。今後、公共施設への広報物の設置や掲示、民生委員児童委員への周知を図るなど、引き続き普及啓発に努めます。

ヘルプマークは、ヘルプカードとともに広報への掲載・ホームページでの周知等、普及啓発を行っており、令和5年5月末現在、38人の配布実績があります。今後、公共施設への広報物の設置や掲示、民生委員児童委員への周知を図るなど、引き続き普及啓発に努めます。

問

国のユニバーサルデザイン2020行動計画には「障がいのある方・高齢者等へのサポートを行いたい人々等が統一のマークを着用し、そのマインドを見える化する」ことで、「心のバリアフリー」に向けて賛同する人々の連帯を促進し、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるための仕組みを創設する」とあります。

本町として、心のバリアフリーを実現するための統一マークを導入する考えはありませんか。

答

2020年パラリンピック競技大会を契機とした、国民全体を巻き込んだ「心のバ

発達性読み書き障害（ディスレクシア）の理解・周知を

問

発達性読み書き障害（ディスレクシア）は学習障がいの一つで、知能や聴いて理解する力、発話で相手に自分の考え方を伝えることに問題はありますが、読み書きの能力だけに困難を示す障がいです。

答

児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、障がいのあるなにかかわらず、多様性や一人一人の個性を認め合い、他者を尊重し理解する関係が築けるよう、教育活動全体を通して取り組んでいきます。

リアフリー」の施策の中に、統一マークの構想もありましたが、結果として全国統一のマークは示されていなかったので、今後国の方で示されるようであれば、導入について検討します。



阿部 君枝 議員

部活動の地域移行のための協議会はいつ頃設置するの？

教育長（令和5年度の

秋頃を予定しています

問 部活動の地域移行のモデルである高

知県土佐町教育委員会に伺ったところ、土佐町でも協議会を今年度設置する計画であるとのことです。土佐町では「土佐町学校応援団」という地域との協働本部を設置し、地域との相互理解を進めています。

そこで、昨年の12月の一般質問で協議会を設置すると回答をいただきましたが、設置時期等は



公立学校の教員などの地方公務員は、地方公務員法で任命権者の許可なく報酬を得て事業または事務に従事してはならないと定められており、今後人材の確保の課題でもあ

いつ頃を予定していますか。

また、遠軽町として部活動の地域移行を進めるにあたり、人材の確保や地域との相互理解をどのように進めていくつもりなのか伺います。

答 現在、部活動地域移行検討協議会

（仮称）の設置に向け、設置要綱案や委員の選定などを検討しており、令和5年秋頃の設置を目標

に準備を進めているところですが。

人材の確保や地域との相互理解をどのように進めるつもりなのかについては、部活動の地域移行を進めるうえで、受け皿となり得る地域スポーツ・文化活動を担う運営団体の確保や指導者など

の人材確保、また、地域や学校、保護者との相互理解を図ることは、大変重要なことであるとともに大きな課題でもあると認識しています。

準備を進めている検討協議会には、校長会、スポーツ協会、PTA、文化連盟のほか関係団体が推薦する方を構成委員として検討しています。

今後設置する検討協議会の中で、人材確保や理解の促進をはじめとする諸課題について、地域の実情に合った部活動の地域移行に関する協議が進むよう、取り組みたいと

考えています。

問 今後設置を予定する検討協議会の中

で人材確保に取り組むとのことですが、現在遠軽町内のスポーツ団体や文化関連団体の指導者には地方公務員の方もおり、教員の方の中にも地域移行後も指導者として関わりたい方もいるかと思えます。

そこで、今後の公務員の方々の携わり方はどのように考えていますか。

答 まだ具体的な協議

は進んでいませんが、検討協議会の中で協



佐藤 和徳 議員

議する考えです。

問 仮に公務員の方が活動するにあつ

て、報酬の面など公務員の兼業についてはどう考えていますか。

答 地域移行後の指導

者にはボランティアや有償・無償など、さまざまな関わり方があると思えます。

特に教員が指導者として活動する場面については、兼職兼業の届出を出せば可能ですので、それも含めて協議会で協議する考えです。